

(ICC 規程の下の) 戦争犯罪、人道に対する犯罪および集団殺害犯罪の構成要件の比較

[A] 罪名	[B] 成立要件 ([C]の行為が行われる状況または加害者の意図)	[C] 戦争犯罪、人道に対する犯罪または 集団殺害犯罪に該当する個別の行為
戦争犯罪	① 武力紛争の存在（国際的武力紛争または非国際的武力紛争） ② 右の行為が何らかのかたちでその紛争に関連していたこと	ICC 規程の第 8 条で列挙されている行為。4 つのカテゴリーに分けられる： ① 人に対する行為（殺人、など） ② 財産に対する行為（略奪、など） ③ 禁止されている戦闘の方法を利用すること ④ 禁止されている戦闘の手段を利用すること
人道に対する犯罪	右の行為が文民たる住民に対する広範または組織的な攻撃の一部として行われたこと	ICC 規程の第 7 条で列挙されている行為： ① 殺人 ② 「絶滅させる行為」（大規模な虐殺） ③ 拷問 ④ 強かん、性的奴隷、強制売春、強制妊娠、強制断種、その他あらゆる形態の性的暴力であってこれらと同等の重大性を有するもの ⑤ 奴隷化 ⑥ 住民の追放または強制移送 ⑦ 不法拘禁 ⑧ 迫害 ⑨ 強制失踪 ⑩ アパルトヘイト ⑪ その他の非人道的行為
集団殺害犯罪 (ジェノサイド)	加害者は、国民的、民族的、人種的または宗教的な集団の全部または一部を破壊する意図をもって右の行為のいずれかを行なったこと	ICC 規程の第 6 条で列挙されている行為： ① 当該集団の構成員を殺害すること ② 当該集団の構成員の身体または精神に重大な害を与えること ③ 当該集団の全部または一部に対し、身体的破壊をもたらすことを意図した生活条件を故意に課すこと ④ 当該集団内部の出生を妨げることを意図する措置をとること ⑤ 当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと